

「官庁施設の構造関係基準に関する検討会」開催概要

(議 事)

第1回 令和2年9月30日

- ・検討会の目的と今後のスケジュール
- ・今後の改定の方向性
- ・建築構造設計基準等の規定の確認(1～4章及び5.1)

第2回 令和2年11月26日

- ・建築構造設計基準等の規定の確認(5章(5.1除く)～7章)

第3回 令和3年1月27日

- ・建築構造設計基準等の規定の確認(8章～10章)
- ・建築構造設計基準等の改定について(案)

(主なご意見)

【第1回検討会】

建築構造設計基準等の規定の確認(1～4章及び5.1)

(5.1)

○大地震動時の層間変形の制限について

- ・現状、中低層の建築物の大地震動時の変形を評価する方法については、エネルギー一定則か変位一定則によらざるをえないのが実態ではある。そのような状況において、現状の建築構造設計基準の資料の記載内容について、変位一定則の取り扱いを修正する、エネルギー一定則の式について耐力も踏まえた形に見直す等はしてもよいのではないか。
- ・現状の層間変形角の制限値は、RC造のラーメン構造に対しても、S造に対しても厳しい値である。ただし、構造体の損傷制御という目的に対しては余裕があるように思われるが、建築非構造部材の損傷を小さくするため、という目的もある。
- ・設計の値を確認すること自体が目的ではなく、官庁施設が必要な性能を發揮できるか、ということが目的である。改めて、国交省として、官庁施設についてどういう構造体のあり方を目指しているのかを整理する必要があるのではないか。

(その他)

- 検討会終了後、1～4章までにに関する確認をいただき、ご意見をいただいた。

【第2回検討会】

建築構造設計基準等の規定の確認(5章(5.1を除く)～7章)

- 見直しを検討するに当たっては、基準等を適用してこれまで整備してきたものについて問題がないかを、確認の上、対応してもらいたい。

(5章 構造計算)

○時刻歴応答解析の対象について、今後、見直しを検討するような状況になった場合に備え(想定されるものとしては、高さ 45m 超の建築物について、整形な建物であれば対応を合理化する、特殊な振動性状について、対応を明確化する等)、今回の整理の考え方等をしっかりと残すことが必要。

(6章 鉄筋コンクリート造)

○「柱は、ぜい性的な破壊が生じないことを確認する。」というのは、かなり厳しい規定で、実務上、対応が難しいものと思われる。「原則として」を入れるなど、現実的な対応ができるようにしておくほうがよいのではないか。

(7章 鉄骨鉄筋コンクリート造)

○柱・梁接合部の強度の確保に係る規定で RC 造と同様に規定されている部分について、鉄骨のパネル部分の評価もあるので、同じ扱いにはならないのでないか。

【第3回検討会】

建築構造設計基準等の規定の確認(8章～10章)

(8章 鉄骨造)

○「梁のねじりの考慮」のように、「どのように確認するか」ではなく、「そもそもそうならないようにする」という、設計上配慮することを求めているような内容については、引き続き、規定してもよいと思われる。

○梁の貫通孔については、RC 造、SRC 造も含め、設計上の目安として残しつつ、第三者機関において評価を受けたものの取扱い等を整理すればよいのではないか。

(9章 基礎構造)

○現時点では、大地震動に対する基礎の設計の考え方は踏襲することでよいと思われる。そのうえで、液状化判定も含め、どういったレベルの地震に対してどういうことを求めているのか、というところは、国交省の基準として規定しておくべき。

(10章 免震構造及び制振構造)

○長周期地震動への対応等も踏まえて、免震構造については、申請手続きとは切り分けて、時刻歴応答解析により性状を確認する、ということによりよいのではないか。

以 上